説明事項に関するチェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 欄 | 説明事項 |
| □ | １　特定事業の趣旨及び事業計画の内容 |
| □ | ２　事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策  ※設備の規模や設置場所に応じて、必要事項に関する説明を実施してください。 |
| (1) 反射光・騒音について  ※住宅・農地等に近接して設置する場合等においては、特に配慮してください。 |
| (2) 景観について  ※大規模な計画や住宅等に近接して設置する場合等においては、特に配慮してください。 |
| (3) 雨水・土砂等の流出について  ※新たに土地の造成を行う場合や伐採や伐根により雨水等の流出を防ぐ植栽等がない斜面に設置する場合等においては、特に配慮してください。 |
| (4) その他想定される影響について |
| □ | ３　安全対策及び防災措置 |
| (1) 柵塀等の設置について  ※FIT法により、原則柵塀等の設置が義務付けられています。 |
| (2) 発電設備の設計について（支持物の荷重計算等）  ※発電設備の規模に関わらず、全ての太陽光発電事業者に対し、電気事業法の技術基準への適合義務が課されています。 |
| (3) 土地の安定性について（法令に基づく区域指定の有無、関係部署との協議結果、土地造成計画、排水計画、防災措置等）  ※新たに土地の造成を行う場合や伐採や伐根を行った場合には、法面の崩壊や土砂崩落等の危険性が高まります。防災措置について、特に配慮してください。 |
| (4) その他必要事項 |
| □ | ４　維持管理の方法及び非常時の対策 |
| (1) 定期的な巡視や保守点検等による設備の維持管理について（頻度・方法・内容・点検業者等） |
| (2) 除草等、事業区域内の維持管理について（頻度・方法・内容等） |
| (3) 台風、洪水、地震等が発生した場合における対応について（異常の有無の確認方法等） |
| (4) 事故発生時の連絡体制について  ※10キロワット以上の設備について、事故が発生した場合には、電気関係報告規則に基づき、24時間以内に国への報告する義務があります。 |
| (5) 非常時の連絡先について  ※標識を設置するほか、非常時に確実に連絡がとれる連絡先を十分に周知してください。 |
| (6) その他必要事項 |
| □ | ５　工事中の騒音及び振動の対策  　（作業工程・作業日時・作業方法等について） |
| □ | ６　工事中の資材等の搬出入等の管理の方法  　（搬出入の日時・資材等の一時保管及び廃棄方法等について） |
| □ | ７　発電事業の終了時の太陽光発電設備の撤去に係る資金計画 |
| □ | ８　市の意見書への対応（事前協議対象の特定事業に限る。） |
| □ | ９　その他市長が必要と認めるもの |